

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 8 号
件 名	新潟市職員措置請求審査結果の「請求要旨の主張事実」については請求者の請求内容をそのまま記載するよう求めることについて
要 旨	<p>2月24日、新潟市職員措置請求書を提出したが、請求の要旨に、</p> <p>(1) 令和4年1月24日に介護保険課は「介護保険料納入済み額のお知らせ」を発送したが「特別徴収分合計」欄に記載の額が誤っていたとして2月9日に再発送した。要因は令和3年2月から12月までに年金天引きされた金額の合計を記載すべきところ令和2年12月から令和3年10月までの年金天引き額の合計を記載した。</p> <p>(2) 原因を保険課は「委託業者のデータの抽出の集計期間を誤って設定したため」とし「市と委託業相互に内容を十分に精査できるように今後委託業者と調整する。」としている。</p> <p>(3) (4) 省略、と記載した。</p> <p>その後、4月13日付で新潟市職員措置請求の審査結果について(通知)が送付されたが、請求の要旨、主張事実の欄に、介護保険課は、「その原因を、委託業者がデータを抽出する際に、集計期間を誤って設定したため」と記載している。通知書には「委託業者が誤った」と決定づけて記載しているが、間違っている。</p> <p>以上のことから、請求の要旨の主張事実には、請求者が記載した請求の要旨を記載することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年6月13日 総務常任委員会
受 理	令和4年4月27日 第42号